

国民健康保険

■医療費の一部負担金の減額、免除および徴収猶予制度

国民健康保険には、災害などの特別な理由により生活が一時的に苦しくなり医療費の支払いが困難となった世帯に対し、申請により入院などに係る自己負担額を減額、免除または徴収猶予する制度があります。

国民健康保険被保険者が、次の理由のいずれかに該当し医療機関などの窓口で支払う医療費の一部負担金の支払いがどうしても困難な場合は、基準に沿って一部負担金の減額、免除や徴収猶予を一定期間に限り受けることができます。

●一部負担金の減免などを受けられる理由

- ①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡もしくは障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ②干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき
- ③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少し

たとき
④①～④に掲げる事由に類する事由があったとき

●減額、免除および徴収猶予の基準

- ・免除
実収入月額が、基準生活費の1・1倍以下の場合
 - ・7割減額
実収入月額が、基準生活費の1・1倍を超え1・15倍以下の場合
 - ・4割減額
実収入月額が、基準生活費の1・15倍を超え1・2倍以下の場合
 - ・徴収猶予
実収入月額が、基準生活費の1・2倍を超え1・3倍以下の場合
 - ※実収入月額とは、生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額
 - ※基準生活費とは、生活保護法による保護基準に規定する基準生活費
- これらは、療養の給付を受けようとする前に申請により審議し決定します。期間は減額および免除が原則3カ月以内、徴収猶予が6カ月以内です。
- 詳しくは、町住民生活課にお問い合わせください。

国民健康保険

■ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品のことを「後発医薬品」という呼び方をします。それに対して新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、この新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」というのです。後から販売されるようになっても、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を発揮するようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が新薬よりも価格が安い理由は？

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、その新薬は、20～25年の特許期間は開発メーカーが独占的に製造することができず。しかし、この特許期間が過ぎ

るとほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができず。開発の費用がかからない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほどのものが多くなっています。

■なぜ、ジェネリック医薬品を推奨するのですか？

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、皆さんの医療費の負担も増えていくこととなります。ジェネリック医薬品を使うことで自分自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。

保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国保税はもちろんだ、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できますか？

ジェネリック医薬品の処方希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布していますので、ぜひご利用ください。

ジェネリック医薬品で医療費を節約しましょう



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

国民年金

国民年金の追納制度をご利用ください



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■保険料を追納すると年金の受取額を増やすことができます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。該当する期間がある場合には、保険料を追納されることをお勧めします。

■追納制度を活用して保険料を納められる場合の注意点

追納制度を活用して保険料を納められる場合には、次の5点にご注意ください。

詳しくは、熊本東年金事務所へお問い合わせください。

① 保険料の追納を行う場合には、年金事務所への事前の申し込みが必要です。

② 年金機構から発行される納付書によりお支払いができます（口座振替やクレジットカード納付はできません）。

③ 承認された期間のうち、原則として古い月の保険料から納付することになります。

④ 一部免除（半額、4分の1、4分の3）を受けた期間は、納付すべき保険料を納めていなければ、追納することはできません。

⑤ 承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096-367-8144

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）

税

■滞納者宅の捜索による動産の差押えを実施

税金は、町にとって大切な財源であり、納税は国民の義務です。町税の収入率が下がれば、町の収入が減りさまざまな行政サービスの低下につながります。

町では、納期内に納付する人との公平性を図るためにも、町税の滞納者に対し差押えを実施しています。

■公売会の開催のお知らせ

税負担の公平性や自主財源確保の観点から、町税などの滞納処分として、差し押さえた不動産について、公売を実施します。

▼公売物件

① 売却区分番号 F18-1

の不動産の差押不動産の公売会を開催します



詳しくは町税務課にお問い合わせください

不動産（土地）

甲佐町大字南三箇字八幡127番1田 1,305平方呎

甲佐町大字南三箇字八幡127番2田 145平方呎

見積額 320,000円

（最低公売価格）

② 売却区分番号 F18-2

不動産（土地）

甲佐町大字南三箇字八幡130番田 876平方呎

見積額 190,000円

（最低公売価格）

▼入札期間

10月24日（水）～10月26日（金）

▼入札時間

午前9時から午後5時まで

（10月26日（金）は午後1時まで）

▼入札場所

町役場庁舎1階 税務課

▼注意事項

入札に参加するためには、9月25日（火）までに町農業委員会に買受適格証明書の提出が必要です。買受適格証明書がありまないと入札に参加できませんので十分注意してください。

物件に関する詳しい内容や入札に関する手続きなどについては、町税務課までお問い合わせください。

町税務課 ☎096-234-1112（内線113）